明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府三九）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務一六二）　二
○食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を廃止した件（厚生労働一六二）　二
○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件（同一六三）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一三一〇～一三一八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一三一九～一三二五）　四
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する件（国土交通七六五）　五
○成田国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（同七六六）　五
○東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（同七六七）　六
○関西国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同七六八）　六
○大館能代空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同七六九）　六

〔国会事項〕

内閣　六

〔人事異動〕

内閣　六

〔皇室事項〕

官庁事項　六

〔官庁報告〕

令和元年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請及び登録の更新について（国土交通省）　六
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示二～四、静岡同四、香川同四、福岡同二～六、佐賀同二、長崎同三）　六

〔公　告〕

諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　七
会社その他　七

## 府令

**○内閣府令第三十九号**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、及び火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第五十条の二第一項の規定により読み替えて適用される同法第十七条第一項第三号の規定に基づき、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （無許可譲受数量）<br>**第四条**　法第十七条第一項第三号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録若しくは鳥獣を捕獲することの許可の有効期間（当該許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証に記載されている有効期間）又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間（当該事業を実施する都道府県等が法人の場合にあつては、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証に記載されている実施期間）につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル銃用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル銃用実包については五十個）以下とする。 | （無許可譲受数量）<br>**第四条**　法第十七条第一項第三号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録又は鳥獣を捕獲することの許可（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）の有効期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル銃用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル銃用実包については五十個）以下とする。 |

**附　則**

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月七日）から施行する。